

「公文書公開制度の一部見直しについて」審議検討資料

見直しにあたっての基本的な考え方（案）

1 商業的目的による公開請求について

- ・ 何人性は維持するものとする。
- ・ 今までの運用実績から商業的目的による公開請求は、原則として許容される部分もあると考える。
- ・ しかし、商業的目的による公開請求は、当然ながら条例の目的及び利用者の責務に沿った、公共の福祉に適合する範囲で適正に行使されるべきである。

2 大量請求への対応について

- ・ 大量請求とは、次の事項に当たる場合と考えられる。
 - 請求内容により特定された対象文書が大量となったため、実施機関が、通常の諾否決定期間 15 日以内において、対象文書を検分することができず、公開又は非公開の判断決定が行えない場合。
 - 請求対象文書において、公開又は非公開の決定はできるが、対象文書が多く、対象文書からの写し等の事務処理が通常の諾否決定期間内に行うことができない場合。
 - 請求対象文書において、公開又は非公開の決定はできるが、非公開情報が多く存在するために、非公開情報の部分を分離する事務処理に時間を要し通常の諾否決定期間内に行うことができない場合。
- ・ 実施機関は、大量請求に該当すると思われる請求についても可能な限り延長措置をとり対応するものとする。
 - また、今後、当初の処理期間内に予見しえなかった課題に対処するために、諾否決定期間延長後においても、再度延長ができるよう所要の措置を検討すべきである。
- ・ 大量請求については、諾否決定期間延長により対応していくが、同一請求者から頻回に大量請求が行われたことで、実施機関の通常業務に支障が生じる場合には、当該請求者に対して拒否処分を行うことも考える必要がある。

3 受益者負担について

- ・ 請求者は公文書の公開により一定の利益を得る一方、市は相当の労力と費用を負担しているため、公開請求手数料について前向きに検討すべきである。

1 公文書公開請求権を行使する主体について（6条関係）

現行（関係条文）

（公開請求権）

第6条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

（利用者の責務）

第5条 公開請求をしようとする者は、この条例の目的に従い、その権利を正當に行使するとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

答申の考え方

- 1 請求権者の何人性は変更すべきではない。
ただし、請求の際に利用目的の記載を義務付けるものとする。
- 2 利用者の責務（5条）の規定について、権利の濫用として拒否処分する根拠となりうるような厳格なものとする。また、公文書の公開を受けた際には条例の目的（1条）に沿った利用を明確に規定する。

< 検討事項 >

- ・ 請求書に利用目的の記載の義務付けについて

2 電磁的記録の公開方法について（14条2項関係）

現 行

（公開の実施）

第14条（略）

- 2 公文書の公開は、文書及び図画については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。

情報公開条例施行規則

（電磁的記録の公開方法）

- 第8条 条例第14条第2項の規定による電磁的記録の公開の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 録音テープ及びビデオテープ 再生装置により再生したものの視聴又は録音テープ若しくはビデオテープに複写したものの交付
 - (2) 前号に掲げる以外のもの 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧若しくは交付又はディスプレイ装置に出力したものの視聴又はフレキシブルディスクに複写したものの交付
- 2 電磁的記録を印刷物として出力したものを閲覧し、又は交付する方法以外による公開は、当分の間、容易に全部が公開できる場合に限り行うものとする。

答申の考え方

- 1 条例改正は行うべきではない。
- 2 記録媒体については、必要に応じて規則で対応する。

< 検討事項 >

- ・電磁的記録におけるPDF化による交付について
- ・実費負担から公開実施手数料への変更について

3 手数料の徴収について（16条関係）

現 行

（費用負担）

第16条 この条例に基づく公文書の公開については、手数料を徴収しない。

2 請求者が公文書の写しの交付（電磁的記録について規則で定める方法を含む。）を受ける場合における当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

答申の考え方

1 公開請求手数料について前向きに検討するべきである。

< 検討事項 >

案1 全ての請求者から一律に徴収する。（国方式）

案2 市内在住者は無料とし、それ以外の者から徴収する。

案3 原則として無料とするが、特定の公文書（商業的目的で請求されている文書）について、手数料を徴収する。

4 その他

現 行

(諾否決定)

第11条

4 実施機関は、事務処理上困難であることその他正当な理由により、第1項に定める期間内に諾否決定をすることができないときは、当該公開請求があった日から起算して60日を限度として期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該請求者に延長の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 実施機関は、公開請求に係る公文書が著しく大量で、当該公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて諾否決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該公開請求に係る公文書のうちの相当の部分について当該期間内に諾否決定をし、残りの部分については相当の期間内に諾否決定ができるものとする。この場合において、実施機関は、第1項に定める期間内に、請求者に対し次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 公開請求のすべてについて60日以内に諾否決定をしない旨及びその理由

(2) 60日以内に諾否決定をしない部分について諾否決定をする期限

(適用除外)

第15条 法令等の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている公文書にあっては、当該法令等が定める方法による公開(公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)については、この章の規定は適用しない

答申の考え方

・ 諾否決定期間の延長措置の見直し(11条関係)

大量請求が集中したときなどの対応として、諾否決定期間の延長の措置の柔軟な運用を図ることができるよう所要の規定を検討すべきである。

< 検討事項 >

・ 条例の見直し規定を附則に設ける

急激な社会情勢の変化に情報公開条例が対応しきれない現状にかんがみ、再度条例の見直しの審議を行う旨を規定する。

・ 公表されている公文書の適用除外について

市政情報コーナー又は所管課窓口で閲覧に供されている公文書及び実施機関のホームページにおいて公表されている情報について公文書公開請求の対象から除外する規定を設ける。